

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」とする。）を実施する。

令和元年7月26日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

鉄道の観光利用促進事業委託業務

(2) 業務の目的

地域の関係者が一体となって、沿線地域の観光資源の磨き上げや、質の高いサービスの提供などを検討することにより、観光列車の継続的な運行の可能性を検証するとともに、アクションプラン策定線区を中心とした全道の鉄道観光利用に係る現状と課題を整理し、必要な助言等を行うことで、地域間の連携や全道としての取組の在り方について提言をまとめる。

(3) 業務の内容

鉄道の観光利用について、以下の事業により地域関係者や有識者等と連携しながら必要となる調査・検討を行う。

ア 地域密着型観光列車の運行

平成28～30年度に北海道が実施した観光列車事業の成果を踏まえ、地域の関係者を中心としたワークショップを開催し、既存車両を活用した地域密着型の観光列車の運行を検討するとともに、モニターツアーを実施・検証することで、継続的な運行の可能性を模索する。

(ア) 対象線区

室蘭線（岩見沢～苫小牧）

(イ) ワークショップの開催

各線区ごとに下記①～④のとおりワークショップを開催する。

① 参画者

参画は地域の方々を中心とし、旅行事業者や鉄道事業者のほか、より質の高いサービス提供のために、状況に応じて地域の飲食店関係者や交通事業者など幅広く参画する。なお、各開催回ごとに参画者の構成を変更して差し支えない。

② アドバイザー

以下の者を受託者から提案のうえ、北海道鉄道活性化協議会が指名する。

- ・鉄道の観光利用促進に関する知識・経験を豊富に有しており、鉄道事業者側の視点で助言できる者
- ・鉄道の旅行企画等のノウハウを有し、旅行会社側の視点で助言を行うことができる者
- ・そのほか事業の実施に必要な専門的見識を有する者

- ③ 開催回数
3回以上（そのうち1回はモニターツアー実施後に開催）
- ④ 開催内容
下記事項について調査・検討を行うこと。
- (i) JR北海道の一般気動車タイプの観光列車（北海道の恵みシリーズなど）を活用した観光列車の運行
 - (ii) 駅周辺施設・飲食店等との連携や車内サービスなどのソフト面の充実
 - (iii) 各地域における観光資源の掘り起こしと競争力の精査
 - (iv) ターゲットの設定と、ターゲットに応じた観光資源の磨き上げ及びツアーの組み立て
 - (v) モニターツアー実施後の検証と総括
- (ウ) モニターツアーの実施
ワークショップでの検討結果を踏まえ、下記①～③のとおり観光列車を運行する。
- ① 実施回数
1回以上
 - ② 参加者
市町村、有識者、地域外の住民等
 - ③ ツアー内容
 - ・駅周辺の周遊や飲食店等との連携販売、2次交通を活用した沿線地域の観光等
 - ・継続可能なサービスの提供
 - ・ツアー終了後の会議形式による意見集約
- イ 観光利用促進の検討・助言
沿線協議会等、沿線自治体が参集する機会にアドバイザーを派遣し、鉄道の観光利用促進に係る現状と問題点を整理するとともに、必要な助言等を行う。
- (ア) アドバイザー
以下の者を受託者から提案のうえ、北海道鉄道活性化協議会が指名する。
※ア（イ）②のアドバイザーと同一又は異なる者でも可。
- ・鉄道の観光利用促進に関する知識・経験を豊富に有しており、鉄道事業者側の視点で助言できる者
 - ・鉄道の旅行企画等のノウハウを有し、旅行会社側の視点で助言を行うことができる者
 - ・そのほか事業の実施に必要な専門的見識を有する者
- (イ) 助言内容等
- ① 近年の道内観光客の傾向や、鉄道に係る成功事例等の紹介
 - ・インバウンドや個人旅行客の動向、ITを活用したPR・販売手法
 - ・道が過去に実施した観光列車事業紹介
 - ② 観光利用に係る各沿線の現状分析・課題等の整理
 - ・サービス向上のためにあるべき姿と現状とのギャップの精査

- ・沿線の潜在力や競争力の掘り起こし 等
- ③ 上記②を踏まえた解決の視点や手法の助言
 - ・ギャップを埋めるために必要な方策（ソフト・ハード）
 - ・ニーズを踏まえた商品の開発手法、リピート率向上のための取組等

ウ 講演会やシンポジウム等への講師派遣

市町村や関係団体等の要請により、地域における鉄道の利用促進に係る講演会やシンポジウム等へ講師を派遣する。講師は上記（２）のアドバイザーのほか、テーマにより広く柔軟に選定する。

エ 報告書の作成

上記ア～ウについて実施結果をとりまとめた報告書を作成する。作成にあたっては、各線区における課題や解決方策の論点整理のほか、地域間の連携や全道としての取組の在り方等についてまとめる。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）各10部及び電子媒体一式とする。

（４）委託期間

契約締結の日から令和2（2019年）年3月31日

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

- （１）複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。
- （２）コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山本）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（本庁舎 3 階）
- (3) 電話番号 0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1（内線 2 3 - 8 1 5）
0 1 1 - 2 0 4 - 5 3 3 3（ダイヤルイン）
F A X 0 1 1 - 2 3 2 - 4 6 4 3

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。
 - ア 提出期限
令和元年 8 月 5 日（月） 1 7 : 0 0（必着）
 - イ 提出方法
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
 - ウ 提出場所
3 に同じ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和元年 8 月 1 9 日（月） 1 7 : 0 0（必着）
- (2) 提出方法
持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
- (3) 提出場所
3 に同じ

6 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 予算上限額

6, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

10 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

（2）契約書作成の要否

必要

（3）プロポーザル審査会

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が多数ある場合には、事前に書類選考を行い、概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

（4）その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。